

2023年5月15日

各 位

会社名 株式会社 山梨中央銀行 代表者名 代表取締役頭取 関 光良

(コード番号:8360 東証プライム)

問合せ先 執行役員経営企画部長 飯島 英紀

(TEL. 055-233-2111)

# 「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship\*)」の導入に伴う 信託設定(詳細確定)に関するお知らせ

当行は、2023年2月24日付で当行職員(以下、「職員」といいます。)に対する当行の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与等を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)の導入を公表しましたが、本日2023年5月15日開催の取締役会において、本信託の設定時期、設定期間等の詳細について決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本プランの概要

(1) 名称: 山梨中央銀行職員持株会専用信託

(2) 委託者: 当行

(3) 受託者: 野村信託銀行株式会社

(4) 受益者: 受益者適格要件を満たす者(受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在

するに至ります。)

(5) 信託契約締結日: 2023年5月15日

(6) 信託の期間: 2023年5月15日~2028年2月28日(4年9カ月予定)

(7) 信託の目的: 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満た

す者への信託財産の交付

(8) 受益者適格要件: 受益者確定手続開始日(信託期間満了日が到来し信託財産の換価処分が終了

した日、信託財産に属する当行株式が本持株会へ全て売却された日等)において生存し、かつ、持株会に加入している者(但し、信託契約締結日以降受益者確定手続開始日までに、定年退職(含む、定年扱い退職)、銀行都合による転籍、役員・常務執行役員就任によって持株会を退会した者を含みます。また、定年退職後も再雇用され、持株会を継続している準職員が退職により

持株会を退会した場合も含みます。)を受益者とします。

2. 本プランによる当行株式の取得の内容

(1)取得する株式の種類: 当行普通株式

(2)株式の取得価格の総額: 1,011 百万円を上限とする

(3)株式の取得期間: 2023年5月18日~2023年6月22日(予定)

(4)株式の取得方法: 取引所市場より取得

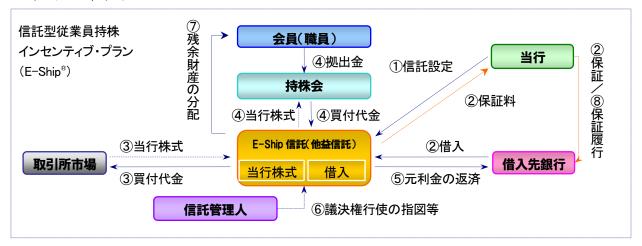
## (ご参考)

### 1. 本プランの概要

本プランは、「山梨中央銀行職員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての職員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当行が信託銀行に「山梨中央銀行職員持株会専用信託」(以下、「E-Ship信託」といいます。)を設定し、E-Ship信託は、その設定後一定期間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を予め取得します。その後は、E-Ship信託から持株会に対して継続的に当行株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で E-Ship信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当行は、E-Ship信託が当行株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当行株価の下落によりE-Ship信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において E-Ship信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当行が当該残債を弁済することになります。

本プランは、職員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生の増進策として、持株会の拡充を通じて職員の株式取得及び保有を促進することにより職員の財産形成を支援することを狙いとしています。

#### 2. 本プランの仕組み



- ① 当行は、受益者適格要件を充足する持株会会員を受益者とした E-Ship 信託(他益信託)を設定します。
- ② E-Ship 信託は、借入先銀行から当行株式の取得に必要な資金の借入を行い、当行は当該借入に対して保証します。当行は、かかる保証の対価として保証料を E-Ship 信託から受け取ります。
- ③ E-Ship 信託は、信託期間内に持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を取引所市場から取得します。
- ④ E-Ship 信託は信託期間を通じ、③に従って取得した当行株式を、一定の計画(条件及び方法)に 従って継続的に持株会に時価で売却します。
- ⑤ E-Ship 信託は、持株会への当行株式の売却により得た株式売却代金、及び保有する当行株式に係る配当金をもって、借入の元利金を返済します。
- ⑥ E-Ship 信託が保有する当行株式に係る議決権については、受益者のために選定された信託管理人の指図に基づき、行使します。
- ⑦ 信託終了時に信託内に残余財産がある場合には、換価処分の上、受益者適格要件を充足する者に分配されます。
- ⑧ 信託終了時に借入が残っている場合には、②記載の保証行為に基づき、当行が弁済します。

## E-Ship®は野村證券株式会社の登録商標です。

E-Ship® (Employee Shareholding Incentive Plan の略称) は、米国で普及している従業員持株制度 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) を参考に、野村證券株式会社及び野村信託銀行株式会社が従業員持株会の仕組みを応用して開発した従業員向けインセンティブ・プランです。